

### 3 安全性の確保等に関する配慮事項

#### (4) 歩行者用通路

##### 【配慮事項】

- ① 駐車マスから建物出入口等までの歩行者用通路は、原則として幅員1m以上の識別しやすいものとし、できるだけ車路の横断箇所を少なくすること。
- ② 自転車使用者が利用する歩行者用通路は、幅員2m以上とすること。
- ③ 障害者等用駐車マスから建物出入口等までの歩行者用通路は、車両の動線と交錯しないようにすること。
- ④ 建物が複数棟ある場合、建物間の動線計画に配慮した歩行者用通路を確保すること。

##### 【解説】

- ① 駐車場内の歩行者用通路は、安全性確保の観点から歩車分離等による安全対策を講じることが重要である。一方で、駐車場内には歩行可能な経路が多数あるため、その全てで安全対策を徹底することは現実的ではない場合がある。

そこで、歩行者が駐車マスから建物出入口等までの経路を選択する際に重要視する「幅員の広さ」「識別しやすさ」「横断箇所の少なさ」に配慮した経路を確保し、歩行者をその経路へ誘導する方法が有効である。

駐車マスの前面の車路に並行して歩行者用通路を確保する場合、カート利用等を踏まえ、幅員を1m程度とし、建物出入口等に近づくにつれ通路の幅を段階的に広くするなど、通路へ誘導する利用者の数を踏まえて検討すること。



○明確に表示された歩行者用通路



○駐車マス前面の歩行者用通路

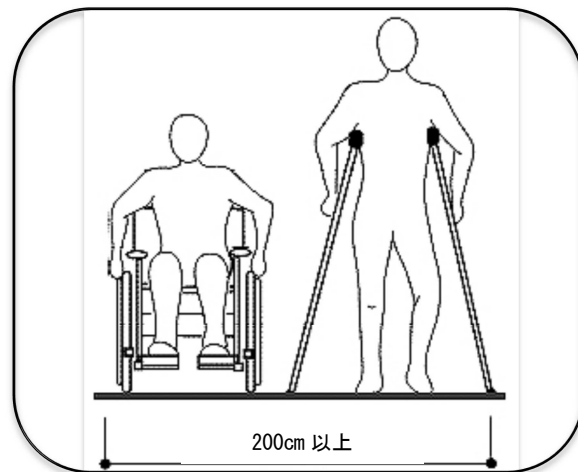
### 3 安全性の確保等に関する配慮事項

- ② 自転車と歩行者等が同じ通路を利用する場合は、自転車は押して通行するよう周知する必要がある。その際、敷地の出入口から駐輪場までの通路は、安全なすれ違いに配慮し、幅員2m以上を確保すること。

特に、高齢者や障害者等が利用する経路となる場合は、杖や車いすを利用することも想定した幅員の確保に努めること。



○自転車利用者への注意喚起

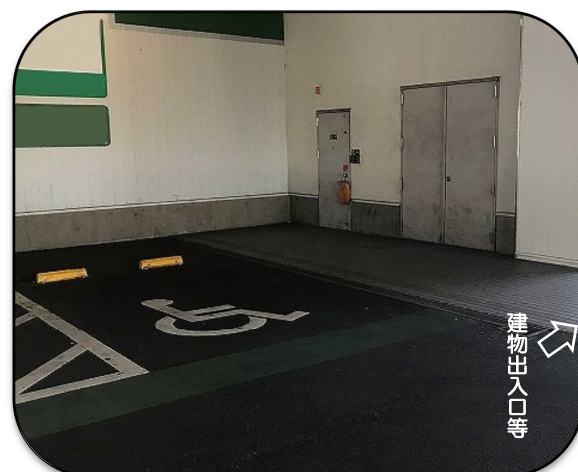


車いす利用者等の動作寸法

- ③ 障害者等用駐車マスから建物出入口等までの歩行者用通路は、原則として、車両等の交通動線と分離するように設定すること。これは、障害者等用駐車マスは建物出入口等からの距離ができるだけ短くなる位置に設けられるため、その通路が車両等の交通動線と交錯することがないように設定することは比較的容易と考えられるためである。



×車路やバイク置場と交錯する通路



○車路と分離された通路

### 3 安全性の確保等に関する配慮事項

- ④ 建物が複数棟ある場合は、建物間の移動についても安全かつ円滑な移動が可能な歩行者用通路を確保すること。



○建物間を接続する歩行者用デッキ



○歩車分離された建物間の連絡通路

### 3 安全性の確保等に関する配慮事項

#### (5) その他

##### 【配慮事項】

- ① 歩行者用通路、駐輪場、建物等に面する位置に車路や駐車マスを設置する場合、防護柵を設けるよう努めること。
- ② 営業時間内に搬出入車両等が来客用駐車場を利用する場合、交通誘導員の配置などの安全対策をとること。
- ③ 駐輪場の位置は、自転車動線が建物出入口前など人が集中する箇所を通過しないよう配慮すること。
- ④ 駐車場内にショッピングカート置場を設ける場合、適切な位置に設けるよう努めること。
- ⑤ 駐車場の一部で夜間における利用を制限する場合、制限時も適切な動線を確保すること。
- ⑥ 夜間又は建物内の駐車場において、障害物や標識を明確に認識できる照明施設を設けるよう努めること。
- ⑦ 駐車場や駐輪場は人の視線が確保できる場所に配置し、必要に応じて防犯設備等を設けるよう努めること。
- ⑧ グラスパーキングは日照不足、長時間駐車、頻繁な出入庫等が想定される箇所には設けないよう努めること。
- ⑨ 計画地が信号交差点の角地にある場合など、駐車場の安全性を確保するため、通り抜け車両への対策を講じるよう努めること。
- ⑩ 道路に面する位置に駐車マスや駐輪場を設ける場合、道路から直接駐車や駐輪ができないよう対策を講じること。

##### 【解説】

- ① 高齢者等によるアクセルとブレーキの踏み間違いにより、車両が急発進し事故が発生する事例が多いため、歩行者用通路、駐輪場、建物等に面して車路や駐車マスを配置する場合、防護柵等を設けるよう努めること。

なお、車両の運転操作に係る安全性向上の観点から誤操作や誤認に対する衝突防止システムの導入が進めば、駐車場における事故は減少するものと考えられる。



○歩車分離された通路

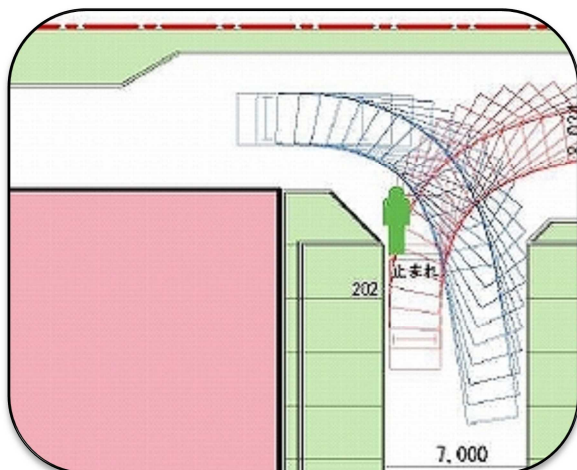


○防護柵の設置

### 3 安全性の確保等に関する配慮事項

- ② 営業時間内に、搬出入車両等が来客用駐車場の一部を利用する場合、来店車両や歩行者等の安全な通行の確保のため、適切な位置に交通誘導員を配置し、歩行者等の動線と明確に区分すること。

また、来客用駐車マスの付近に荷さばき施設を設ける場合、荷さばき作業や搬出入車両等の影響が大きい駐車マスは従業員用とするなど、来客の安全を確保するための対策を行うこと。



○荷さばき施設付近の従業員用駐車マス及び交通誘導員の配置

- ③ 建物出入口の前は、多数の来客が利用し、歩行者動線が集中することから、人との接触などが起きやすいため、自転車の利用者が敷地の出入口から駐輪場まで移動する経路は、建物出入口の前を通過しないように配置すること。



×建物出入口前の動線交錯



○建物出入口付近のスペース確保

### 3 安全性の確保等に関する配慮事項

- ④ ショッピングカート置場が配置された駐車場では、来客が購入した商品を自分の自動車に運んで積み替え、空になったカートが所定のカート置場に返却することになる。大規模な駐車場では、駐車位置からカート置場が遠いためにその場にカートが放置され、当該カートと車両が接触事故を起こすおそれがある。そのため、駐車場内の適切な位置にカート置場を設け、定期的に回収するよう努めること。また、カートの配置箇所に所定の位置に戻すよう明示し、必要に応じて場内アナウンス等により注意喚起するなどの配慮を行うよう努めること。

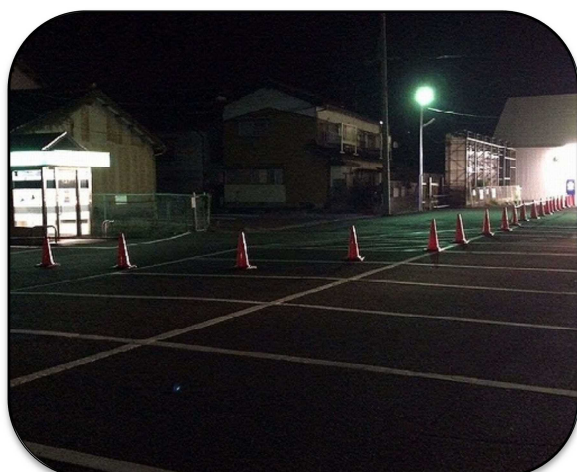


× 駐車場内に放置されたカート



○ 適切に配置されたカート置場

- ⑤ 駐車場の一部において、騒音又は防犯の観点から夜間における利用を制限する場合、駐車場の施設が夜間においても適切に利用できるよう配慮すること。特に、障害者等用駐車マスは、通常時と同様に利用できるよう、その配置や建物出入口等までの動線について配慮すること。



○ 駐車場の夜間の利用制限

### 3 安全性の確保等に関する配慮事項

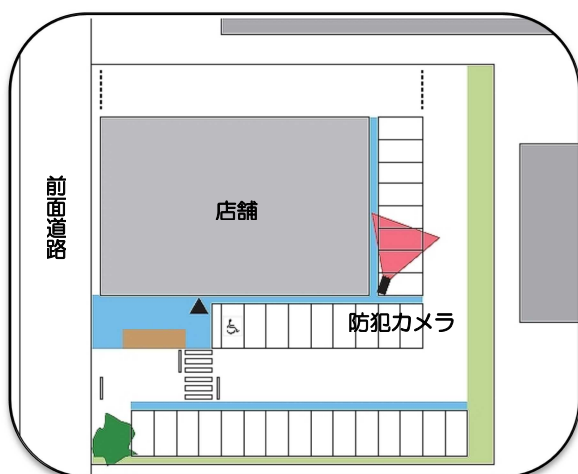
- ⑥ 夜間又は建物内の駐車場において、障害物や標識等を明確に認識できるようにするとともに、犯罪の防止にも配慮するため、照明施設を適切に設けるよう努めること。特に、歩行者用通路において一定の照度を連続的に確保するよう努めること。

○ 参考：照明基準総則（JIS9110：2010）より抜粋

駐車場（領域、作業又は活動の種類）		維持照度 $E_m$ (lx)	
屋内・地下	車路	交通量：多い	150
		交通量：中程度	75
		交通量：少ない	30
	駐車位置	出入りの多い	75
		出入りの少ない	30
屋外	交通量：多い	20	
	交通量：中程度	10	
	交通量：少ない	5	

※維持照度：ある面の平均照度を使用期間中に下回らないように維持すべき値

- ⑦ 駐車場や駐輪場は、人の視線が確保できる場所に配置し、死角となる場所が生じる場合については、必要に応じて防犯カメラ、防犯ミラー、センサーライト、防犯ベル等の防犯設備を設置するよう努めること。



○ 死角に対する防犯カメラの設置

### 3 安全性の確保等に関する配慮事項

- ⑧ グラスパーキングは、芝生等の生育への影響を検討し、計画段階において整備の適否を判断し、日照時間の不足、長時間の駐車による日照や水分（降雨）の不足、頻繁な出入庫などが想定される箇所には設けないよう努めること。また、長期間にわたり健全に維持していくことを念頭に計画・設計・施工・維持管理・補修を一体的に検討するよう努めること。



×長時間駐車による枯損



×頻繁な出入庫による枯損

- ⑨ 計画地が信号交差点の角地にある場合、交差点を經由しないで他方の道路へ通り抜けるため、信号待ちの車両が計画地の駐車場へ進入することが想定される。このような車両が駐車場内を通過する際、信号待ちの時間を短縮する目的のために減速しない場合が多く、事故の危険性が高まる。よって、車両の速度を低下させるように駐車マスのレイアウトや車止めの設置等を工夫するよう努めること。

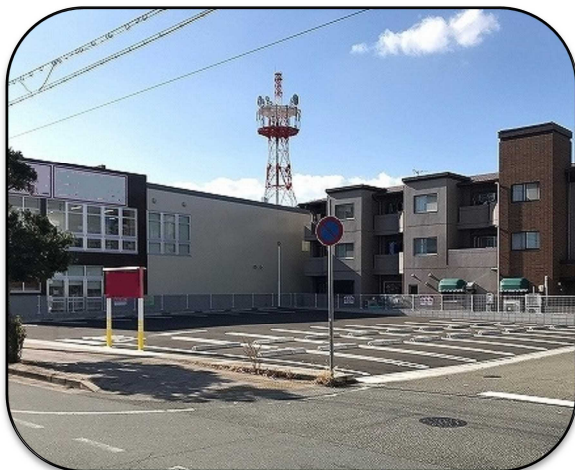


○通り抜け車両への注意喚起



### 3 安全性の確保等に関する配慮事項

- ⑩ 道路から直接駐車できる（いわゆる「串刺し」）駐車マスや駐輪場は、道路上で切り返しを行うことや出入口の位置が不明瞭であることなど、前面道路への影響が大きく危険である。特に、駐車場法の適用を受けない規模の隔地駐車場や駐輪場を道路境界付近に設ける場合において、出入口以外の部分の道路境界付近にフェンス等を設置するなど、駐車場や駐輪場の出入口の位置を明確にするとともに、場内の通路を経由して安全に出入庫するよう対策を講じること。



×道路から直接駐車できる危険な駐車場



×歩道から直接駐車できる危険な駐輪場



#### 犯罪の防止に配慮した駐車場づくり

- 地域安全まちづくり条例に基づく「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」において、駐車場及び駐輪場の照明設備及び防犯設備等に関する配慮事項が次のとおり定められています。

##### ◆照明設備

- ・夜間においては、周辺への光害にも注意しつつ、照明設備により人の行動を視認できる程度以上の照度を確保する。

「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4 m先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度をいい、平均水平面照度が概ね3ルクス以上のものをいう。

- ・工作物、樹木等により照明設備が覆われ、又は照明設備の汚損等により、照明設備の照度が低下することのないよう配慮し、適宜点検する。

##### ◆防犯設備

- ・管理人等による監視が行き届かない場所については、必要に応じて防犯カメラ、防犯ミラー、人の動きを検知して転倒するセンサーライト、防犯ベル等の防犯設備を設置する。
- ・防犯設備については、汚損、損傷等により、その機能が低下することのないよう、定期的に点検する。
- ・防犯カメラは、プライバシーの保護に配慮して適正に運用する。

### 3 安全性の確保等に関する配慮事項



#### コラム チェック&アドバイス制度

- 福祉のまちづくり条例(平成22年12月改正)に基づき、多数の方が利用する施設(以下、「特定施設」という。)について、県が登録する「福祉のまちづくりアドバイザー」(以下、「アドバイザー」という。)をあっせんし、利用者目線から施設整備と管理運営に関して点検・助言を実施する制度です。

#### ◆福祉のまちづくりアドバイザーとは

利用者の立場での視点、建築・福祉等に関する専門的な視点から、県内の施設について点検・助言する「福祉のまちづくりアドバイザー」を登録しています。

利用者アドバイザー	施設の点検・助言の経験や、県の主催する福祉のまちづくりアドバイザー養成研修の受講などにより、福祉のまちづくりに見識のある障害者等
専門家アドバイザー	高齢者・障害者等に配慮した施設の設計・監理の実務や施設の点検・助言の経験を持つ建築・福祉の専門家(建築士、社会福祉士、理学療法士、作業療法士等)

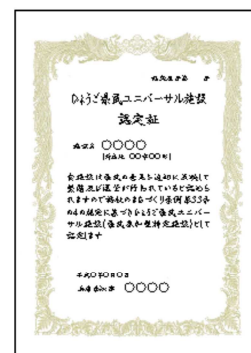
兵庫県 ホームページ「チェック&アドバイス制度」

[https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks18/kendo-toshiseisaku/hukumachi/201209\\_renewal/check\\_and\\_advice.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks18/kendo-toshiseisaku/hukumachi/201209_renewal/check_and_advice.html)



#### コラム ひょうご県民ユニバーサル施設

- 福祉のまちづくりアドバイザーの助言内容など、利用者の意見を適切に反映した施設整備・管理運営の改善を行った施設は「ひょうご県民ユニバーサル施設」として認定を受けることができます。



兵庫県 ホームページ「ひょうご県民ユニバーサル施設認定制度」

[https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks18/kendo-toshiseisaku/hukumachi/universal\\_nintei.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks18/kendo-toshiseisaku/hukumachi/universal_nintei.html)



4 標準仕様図（参考）

【(1)駐車場出入口】(P.5～)

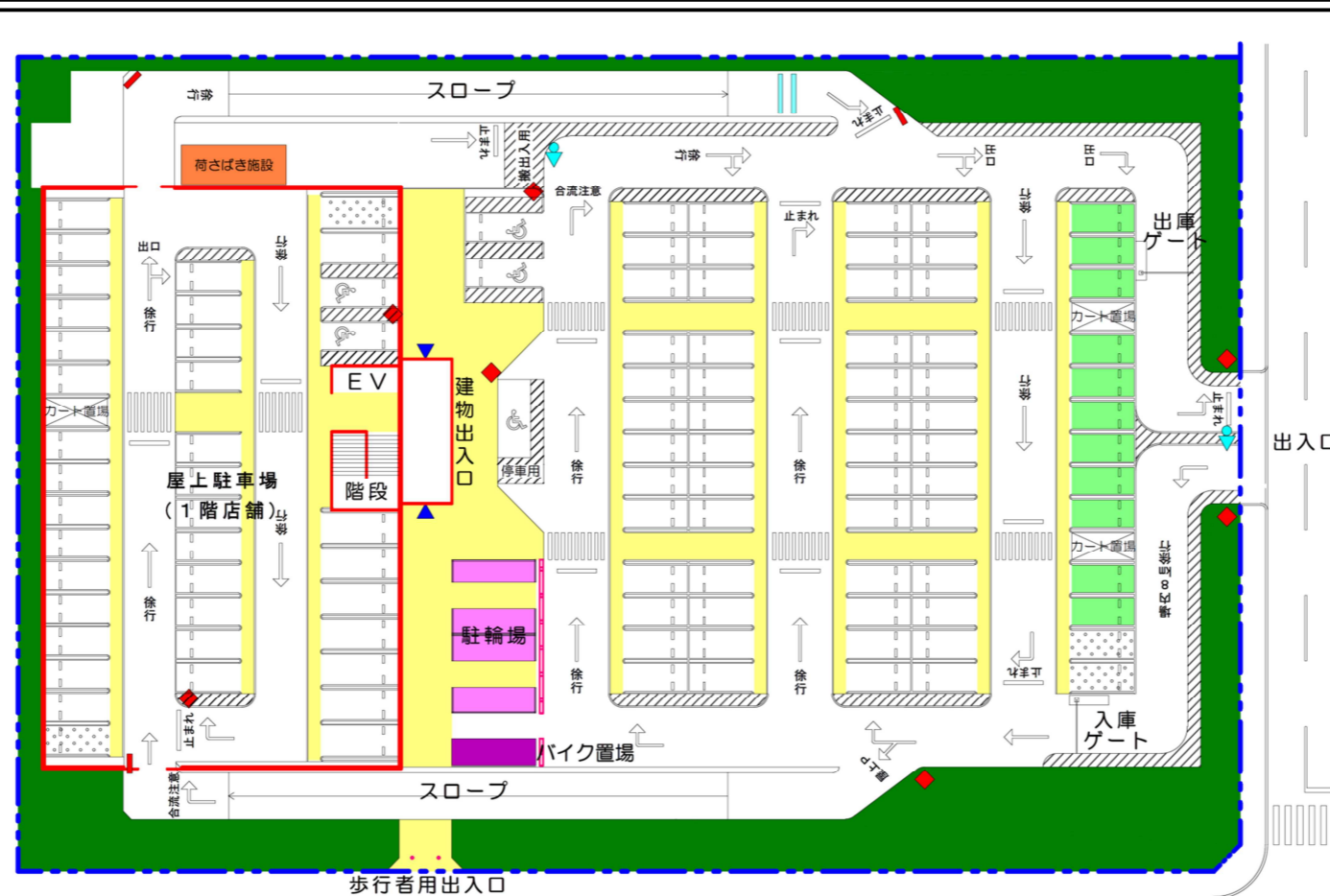
- ① 駐車場出入口の間口の長さは原則6m以下とし、出庫車線は原則1車線とすること。
- ② 駐車場出口においては、前面道路に対する視認性を確保すること。
- ③ 道路境界から入庫ゲートまでの距離は6m以上とすること。
- ④ 繁忙時等は、駐車場の出入口に交通誘導員を配置し、歩行者等の安全を確保すること。
- ⑤ 駐車場出入口及び出入庫ゲート付近の車路に勾配がある場合、停止位置は平坦にするよう努めること。
- ⑥ 駐車場出入口付近には、路面標示や標識等による分かりやすい案内及び注意喚起を行うよう努めること。

【(2)車路】(P.9～)

- ① 路面標示や標識等により分かりやすい誘導を行うよう努めること。特に、車路の交差部では路面標示等により優先性を明確化するよう努めること。
- ② 駐車場の車路は、一方通行とするなど単純で分かりやすいレイアウトとするよう努めること。
- ③ 徐行を徹底するため路面標示やバンプの設置等を行うよう努めること。
- ④ 視認性が悪い車路は、注意喚起の表示やカーブミラーの設置等の安全対策を行うよう努めること。
- ⑤ 主要な車路の分岐点等には出口への進路を示し、出口によって退店する方面が異なる場合、退店する方面を併せて表示するよう努めること。
- ⑥ 駐車場出入口付近の車路は、円滑な出入庫が可能となるよう単純な形状とすること。

【(3)駐車マス等】(P.13～)

- ① 必要駐車台数を確保するために設置される駐車マスの大きさは、幅2.5m、奥行5.0m以上とするよう努めること。
- ② 障害者等用駐車マスの周囲には、安全に乗降できるスペースを設けるよう努めること。
- ③ 障害者等用駐車マスは、建物出入口等までの経路ができるだけ短くなる位置に設けること。
- ④ 高齢者、障害者等が同乗する車両が一時的に停車し、同乗者が円滑に乗降できる駐車マスを設けるよう努めること。
- ⑤ 島状に駐車マスを配置する場合は、特段の理由がある場合を除き、車止めを設置するよう努めること。
- ⑥ 満空表示等により、駐車マスの空き状況が容易に把握できるよう努めること。
- ⑦ 来客用駐車マスは、円滑な出入庫を妨げないよう、駐車場出入口付近を避けて配置するよう努めること。



【(4)歩行者用通路】(P.18～)

- ① 駐車マスから建物出入口等までの歩行者用通路は、原則として幅員1m以上の識別しやすいものとし、できるだけ車路の横断箇所を少なくすること。
- ② 自転車使用者が利用する歩行者用通路は、幅員2m以上とすること。
- ③ 障害者等用駐車マスから建物出入口等までの歩行者用通路は、車両の動線と交錯しないようにすること。
- ④ 建物が複数棟ある場合、建物間の動線計画に配慮した歩行者用通路を確保すること。

【(5)その他】(P.21～)

- ① 歩行者用通路、駐輪場、建物等に面する位置に車路や駐車マスを設置する場合、防護柵を設けるよう努めること。
- ② 営業時間内に搬出入車両等が来客用駐車場を利用する場合、交通誘導員の配置などの安全対策をとること。
- ③ 駐輪場の位置は、自転車動線が建物出入口前など人が集中する箇所を通過しないよう配慮すること。
- ④ 駐車場内にショッピングカート置場を設ける場合、適切な位置に設けるよう努めること。
- ⑤ 駐車場の一部で夜間における利用を制限する場合、制限時も適切な動線を確保すること。
- ⑥ 夜間又は建物内の駐車場において、障害物や案内標識を明確に認識できる照明施設を設けるよう努めること。
- ⑦ 駐車場や駐輪場は人の視線が確保できる場所に配置し、必要に応じて防犯設備等を設けるよう努めること。
- ⑧ グラスパーキングは日照不足、長時間駐車、頻繁な出入庫等が想定される箇所には設けないよう努めること。
- ⑨ 計画地が信号交差点の角地にある場合など、駐車場の安全性を確保するため、通り抜け車両への対策を講じるよう努めること。
- ⑩ 道路に面する位置に駐車マスや駐輪場を設ける場合、道路から直接駐車や駐輪ができないよう対策を講じること。

凡例

--- 敷地境界線	■ 緑地
□ 施設建物	■ グラスパーキング
■ 荷物ばき施設	■ カーブミラー
■ 駐輪場	■ バンプ
■ バイク置場	■ 防護柵
■ 歩行者用通路	◆ 案内看板
■ 従業員用駐車マス	◆ 交通誘導員

## 5 チェックリスト

### 5 チェックリスト

大規模集客施設条例及び大規模小売店舗立地法の手続時には、計画施設における配慮事項への具体的な対応について下表の右欄に記入し、届出書類と併せて提出してください。

なお、ガイドラインで示した配慮事項によることが困難な場合、個別の計画に応じた安全性を確保するための措置を対応欄に記載願います。

分類	配慮事項	対応欄
(1) 駐車場出入口		
①	駐車場出入口の間口の長さは原則6m以下とし、出庫車線は原則1車線とすること。	
②	駐車場出口においては、前面道路に対する視認性を確保すること。	
③	道路境界から入庫ゲートまでの距離は6m以上とすること。	
④	繁忙時等は、駐車場の出入口に交通誘導員を配置し、歩行者等の安全を確保すること。	
⑤	駐車場出入口及び出入庫ゲート付近の車路に勾配がある場合、停止位置は平坦にするよう努めること。	
⑥	駐車場出入口付近には、路面標示や標識等による分かりやすい案内及び注意喚起を行うよう努めること。	
(2) 車路		
①	路面標示や標識等により分かりやすい誘導を行うよう努めること。特に、車路の交差部では路面標示等により優先性を明確化するよう努めること。	
②	駐車場の車路は、一方通行とするなど単純で分かりやすいレイアウトとするよう努めること。	
③	徐行を徹底するため路面標示やバンプの設置等を行うよう努めること。	
④	視認性が悪い車路は、注意喚起の表示やカーブミラーの設置等の安全対策を行うよう努めること。	
⑤	主要な車路の分岐点等には出口への進路を示し、出口によって退店する方面が異なる場合、退店する方面を併せて表示するよう努めること。	
⑥	駐車場出入口付近の車路は、円滑な出入庫が可能となるよう単純な形状とすること。	

## 5 チェックリスト

分類	配慮事項	対応欄
(3) 駐車マス		
①	必要駐車台数を確保するために設置される駐車マスの大きさは、幅 2.5m、奥行 5.0m以上とするよう努めること。	
②	障害者等用駐車マスの周囲には、安全に乗降できるスペースを設けるよう努めること。	
③	障害者等用駐車マスは、建物出入口等までの経路ができるだけ短くなる位置に設けること。	
④	高齢者、障害者等が同乗する車両が一時的に停車し、同乗者が円滑に乗降できる駐車マスを設けるよう努めること。	
⑤	島状に駐車マスを配置する場合は、特段の理由がある場合を除き、車止めを設置するよう努めること。	
⑥	満空表示等により、駐車マスの空き状況が容易に把握できるよう努めること。	
⑦	来客用駐車マスは、円滑な出入庫を妨げないよう、駐車場出入口付近を避けて配置するよう努めること。	
(4) 歩行者用通路		
①	駐車マスから建物出入口等までの歩行者用通路は、原則として幅員 1 m以上の識別しやすいものとし、できるだけ車路の横断箇所を少なくすること。	
②	自転車使用者が利用する歩行者用通路は、幅員 2 m以上とすること。	
③	障害者等用駐車マスから建物出入口等までの歩行者用通路は、車両の動線と交錯しないようにすること。	
④	建物が複数棟ある場合、建物間の動線計画に配慮した歩行者用通路を確保すること。	

## 5 チェックリスト

分類	配慮事項	対応欄
(5) その他		
①	歩行者用通路、駐輪場、建物等に面する位置に車路や駐車マスを設置する場合、防護柵を設けるよう努めること。	
②	営業時間内に搬出入車両等が来客用駐車場を利用する場合、交通誘導員の配置などの安全対策をとること。	
③	駐輪場の位置は、自転車動線が建物出入口前など人が集中する箇所を通過しないよう配慮すること。	
④	駐車場内にショッピングカート置場を設ける場合、適切な位置に設けるよう努めること。	
⑤	駐車場の一部で夜間における利用を制限する場合、制限時も適切な動線を確保すること。	
⑥	夜間又は建物内の駐車場において、障害物や案内標識を明確に認識できる照明施設を設けるよう努めること。	
⑦	駐車場や駐輪場は人の視線が確保できる場所に配置し、必要に応じて防犯設備等を設けるよう努めること。	
⑧	グラスパーキングは日照不足、長時間駐車、頻繁な出入庫等が想定される箇所には設けないよう努めること。	
⑨	計画地が信号交差点の角地にある場合など、駐車場内の安全性を確保するため、通り抜け車両への対策を講じるよう努めること。	
⑩	道路に面する位置に駐車マスや駐輪場を設ける場合、道路から直接駐車や駐輪ができないよう対策を講じること。	

## 6 参考文献等

### 6 参考文献等

#### ■参考文献

- ・「駐車場の交通事故減少に向けた安全性向上のための施設運用に関する研究」 公益財団法人 東京都道路整備保全公社、株式会社サンビーム
- ・「大規模店舗駐車場における横断歩道の安全性と利用に関する利用者の意識構造に関する研究」 山田稔、赤松典生
- ・「大規模舗駐車場における利用者の経路選択挙動と安全意識に関する研究」 山田稔、赤松典生
- ・「交通事故統計年報」 公益財団法人交通事故総合分析センター
- ・「東北6県の車両事故実態に関するモニタリング調査」 日本損害保険協会東北支部
- ・「駐車場設計・施工指針」 国土交通省
- ・「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」 国土交通省
- ・「道路の移動等円滑化ガイドライン」 財団法人 国土技術研究センター
- ・「駐車場ユニバーサルガイドライン」 財団法人 東京都道路整備保全公社
- ・「ユニバーサルデザインからみた駐車場の利用者評価に関する研究」 財団法人 東京都道路整備保全公社
- ・「土木技術管理規程集（道路Ⅱ編）」 兵庫県
- ・「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」 兵庫県
- ・「福祉のまちづくり条例 施設整備・管理運営の手引き（公益的施設編）」 兵庫県
- ・「グラスパーキング（芝生化駐車場）普及ガイドライン（案）」 グラスパーキング 兵庫モデル創造事業検証委員会、兵庫県

#### ■主な関係法令等

- ・ 駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）
- ・ 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
- ・ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
- ・ 福祉のまちづくり条例（平成 4 年兵庫県条例第 37 号）
- ・ 地域安全まちづくり条例（平成 18 年兵庫県条例第 3 号）